

大雪に対する防災力の向上方策検討会報告書【概要】

平成24年3月
大雪に対する防災力の向上方策検討会

第1章 豪雪地帯及び豪雪地帯対策の現状

豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）に基づく豪雪地帯は、全国の50.7%の面積、15.7%の人口。人口減少や高齢化が全国より進んでおり、財政力指数も低い水準。

豪雪地帯対策基本計画（昭和37年策定、平成18年全部変更）に基づき、交通・通信等の確保、農林業等地域産業の振興、生活環境施設等の整備、国土保全施設の整備及び環境保全等の対策が講じられている。

第2章 近年の大雪による被害の現状

戦後の主な豪雪：昭和38年1月豪雪231名、昭和55年度の大雪152名、昭和58年度の大雪131名、平成18年豪雪152名の死者・行方不明者が発生。

平成22年度の大雪：死者131名、重傷者636名の人的被害が発生。住宅をはじめ電力、水道などライフラインの被害、国道における通行止め、農林水産業等の被害も発生。

平成23年度の大雪（3月29日時点）：死者130名、重傷者824名の人的被害が発生。屋根の雪下ろし等、除雪作業中や65歳以上の高齢者の死者の割合は平成22年度と同じ傾向。住宅をはじめ水道などライフラインの被害、国道における通行止め、農林水産業等の被害も発生。

第3章 平成22年度・23年度の大雪の課題教訓

除雪作業の安全対策の徹底：除雪作業中の死者81.7%（うち屋根からの転落40.5%、1人で作業中66.3%）、65歳以上の高齢者65.7% 安全対策の徹底が重要。

空き家の除雪：豪雪地帯の32%、特別豪雪地帯の48%で空き家等の除雪問題が発生 空き家等の雪下ろし対策が課題。

除雪を担う建設業者の減少への対応：特別豪雪地帯では建設業者数は10年前と比べ 13.7% 地域コミュニティによる一斉除雪やボランティア受け入れ態勢の整備の検討が必要。

大雪時における適切な道路管理：（22年度）国道49号（福島県）、国道9号（鳥取県）、国道8号（福井県）、（23年度）国道279号（青森県）等での大型車両の走行不能等により、長時間にわたり多数の車両が道路に停滞 道路・交通管理者等の情報共有と調整が必要。

漁船の転覆、沈没等の被害：（22年度）鳥取・島根県等で突然の大雪により漁船407隻が転覆・沈没等 まとまった降雪が予想される場合は漁船の陸揚げ等の工夫が必要。

第4章 平成22年度の大雪の教訓及び平成23年度の大雪対応を踏まえた今後の雪害対策のあり方

雪に強い地域づくり

- ・車両停滞防止のための道路・交通管理者等の情報共有・調整
- ・除雪不要の克雪住宅の積極的な推進

地域防災力の向上方策

- (1)実践的な除雪作業中の**事故防止対策の徹底**（複数で作業、携帯電話の携行、命綱・ヘルメット着用、はしご固定等）cf.（事例集）安全な雪下ろしに関するパンフレット等
- (2)**地域コミュニティの共助による雪処理等**の励行（地域一斉雪下ろし、域内外のボランティア等雪処理の担い手による協力及び安全対策、広域連携による担い手確保と情報交換、災害時要援護者の支援体制整備等）cf.（事例集）共助・公助による地域除雪の取組事例
- (3)空き家等に関する対策の推進（原則は所有者責任だが、危険を防ぐための緊急避難措置として**災害対策基本法第64条を活用**。条例による空き家対策の実施。社会資本整備総合交付金による支援等）
- (4)農林水産業被害への対応（各種融資制度の活用、漁船の事前陸揚げ等の周知）